

葛城市第2期障がい福祉計画（素案）

～ 目 次 ～

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の期間	1
第2章 地域自立支援協議会	2
1. 地域自立支援協議会の設置	2
2. 自立支援協議会の運営体系	3
第3章 平成23年度の目標値の設定	4
1. 入所施設から地域生活への移行	4
2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行	5
3. 福祉施設から一般就労への移行	5
第4章 障がい福祉サービス量等の見込み	6
【サービス体系】	6
1. 障がい福祉サービス	7
(1) 訪問系サービス	7
(2) 日中活動系サービス	9
(3) 居住系サービス	13
(4) 相談支援	15
2. 地域生活支援事業	16
(1) 必須事業	16
(2) 任意事業	19
第5章 計画の推進体制	21
1. 市民参画の推進	21
2. 相談支援ネットワークの推進	21
3. 虐待等防止ネットワークの活用	21
4. 実施状況の把握・点検	21
資料編	22
1. 葛城市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	22
2. 葛城市障がい福祉計画策定委員会委員名簿	23

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画の趣旨

市町村障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための障がい福祉に関する事業計画であり、3年ごとに見直すこととされています。

葛城市においては、平成19年3月に障害者基本法に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な計画である「葛城市障がい者計画」（以下「障がい者計画」という。）とともに「葛城市第1期障がい福祉計画」（以下「第1期計画」という。）を策定いたしました。

本計画は、平成23年度の目標に向けて、福祉サービスの利用実績を踏まえ、「葛城市第2期障がい福祉計画」（以下「第2期計画」という。）として、より増大・多様化するニーズに見合うサービス供給に対応するため、その目標及び具体的な取組を明らかにするものです。

2. 計画期間

本計画は、平成18年度から平成20年度までの3か年を第1期計画、平成21年度から平成23年度までの3か年を今回策定の第2期計画とします。

また、障がい者計画については、平成18年度からおおむね10年間としています。

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
葛城市障がい福祉計画									
第1期									
			第2期						
						第3期			
葛城市障がい者計画(平成18年度～平成27年度)									

第2章 地域自立支援協議会

1. 地域自立支援協議会の設置

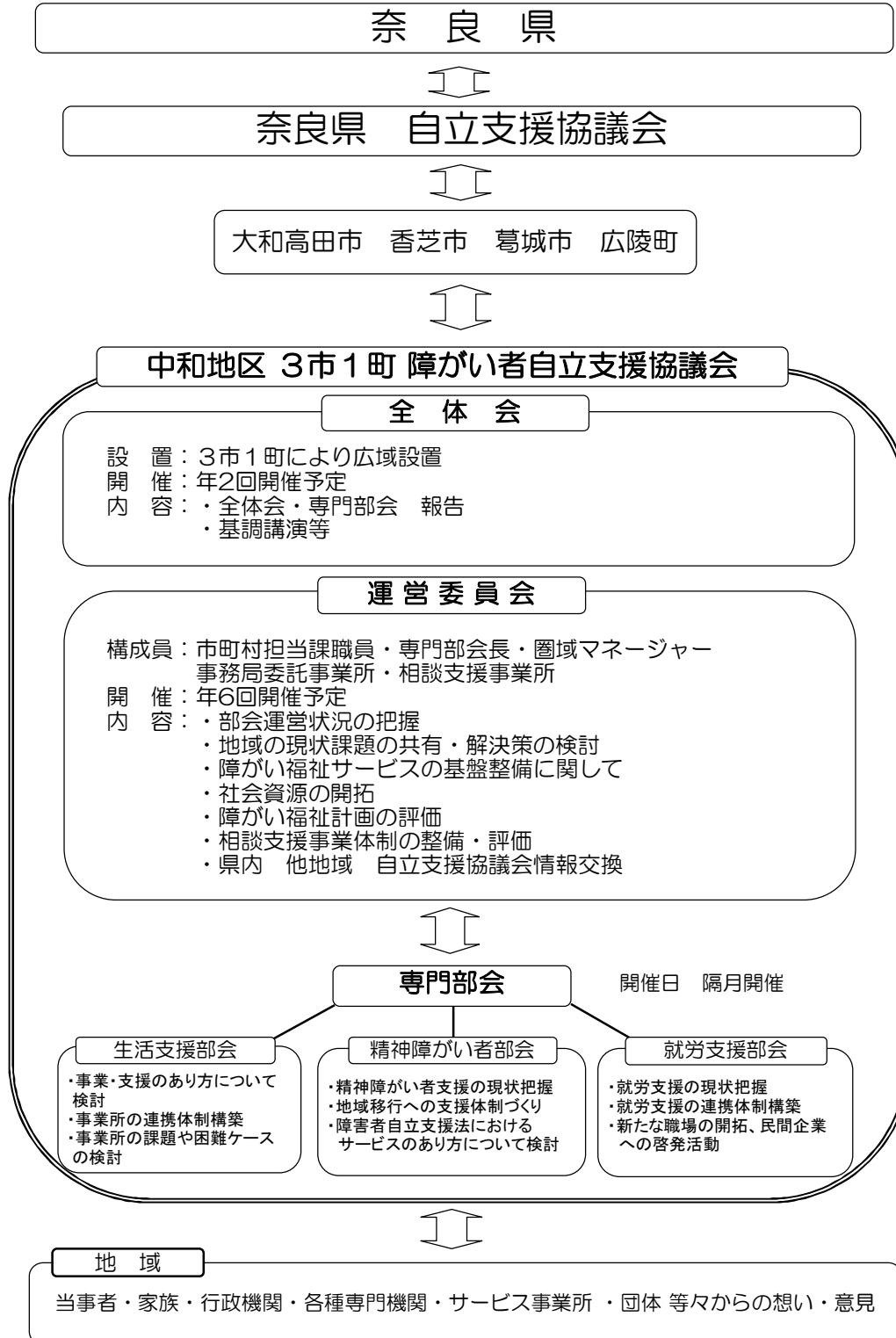
本市では、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たすため、平成19年10月に奈良県の中和地区3市1町（大和高田市・香芝市・葛城市・広陵町）で「中和地区3市1町障がい者自立支援協議会」（以下「自立支援協議会」という。）を設立しました。

自立支援協議会には、全体会・運営委員会・専門部会を設置し、専門部会は、生活支援部会、精神障がい者部会、就労支援部会の3つの部会で構成されます。

また、協議会では次の5つの目的をもって、その業務を推進します。

1. 広域連携による福祉サービスの向上
2. 相談支援体制の充実・強化
3. 課題解決に向けた専門性の高い部会運営
4. 社会資源のさらなる活用
5. 障がい福祉計画の評価

2. 自立支援協議会の運営体系



第3章 平成23年度の目標値の設定

1. 入所施設から地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行について、第1期計画においては、平成23年度末までに施設を退所し、グループホームやケアホーム、家庭生活など地域生活に移行する人数を国の指針に基づき、施設入所者30人（平成17年10月1日現在）の10%と見込み、3人を目標人数としました。また国の指針が示す施設入所者の削減数7%以上を加味し、平成23年度までの施設入所者数の削減数を10%、3人としました。

第2期計画では、移行実績を踏まえ、地域生活に移行する人数を施設入所者の20%、6人を目標としました。また、施設入所者の削減数については、当初目標と同じく施設入所者の10%、3人としました。

今後も引き続き、地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの整備促進、地域生活に必要な訪問系、日中活動系サービスの充実を図り、施設入所などから地域生活への移行を進めていきます。

項 目	第1期計画 目標値	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	計	第2期計画 目標値
地域生活移行者数 (GH・CH等への移行者)	3人	2人	0人	2人	4人	6人
	10.0%	6.7%	0.0%	6.7%	13.3%	20.0%
削減数	3人	△3人	0人	3人	0人	3人
	10.0%	△10.0%	0.0%	10.0%	0.0%	10.0%

2. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、国の指針では、平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者」（以下「退院可能精神障がい者」という）の解消をめざし、平成23年度における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定することとされています。

第1期計画では、県内の退院可能精神障がい者数545人を当市の人口按分した13人とし、目標値については、その6割、8人と見込みましたが、その実態把握が困難であり、また国の指針からも第2期計画の目標値を第1期計画と同様に8人とします。

今後は、地域生活への移行に向けた基盤整備を進め、目標達成に努めていきます。

項目	第1期計画 目標値	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	計	第2期計画 目標値
減少数	8人	2.5人	1.7人	△0.9人	3.3人	8人

注記：平成18～20年度の減少数は、「市町村別精神科病院からの退院者推計数」奈良県資料による

3. 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の指針また地域の実情により、第1期計画において、平成23年度末における一般就労移行者を3人と見込みました。

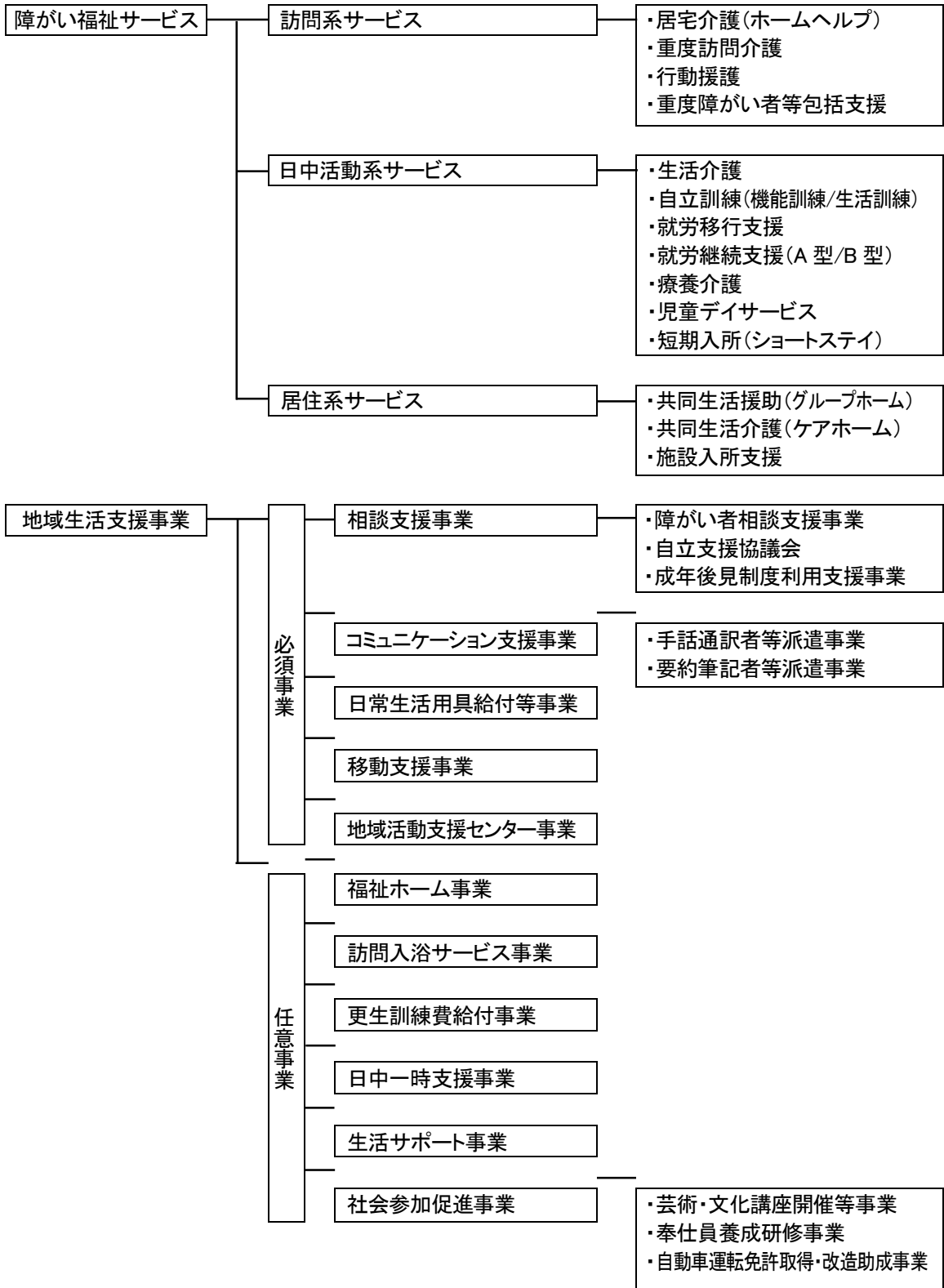
残念ながら、平成18年度から平成20年度において福祉施設から一般就労へ移行した障がい者は皆無となっており、第2期計画の目標値については、第1期計画の目標数値を引き継ぎ、平成23年度末における一般就労移行者を3人と見込みます。

今後、就労移行支援事業などにより、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、自立支援協議会も活用し、就労の場の確保に努めていきます。

項目	第1期計画 目標値	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	計	第2期計画 目標値
一般就労移行者数	3人	0人	0人	0人	0人	3人

第4章 障がい福祉サービス量等の見込み

【サービス体系】



1. 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

【サービスの概要】

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者のいる家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行います。

③行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行います。

④重度障がい者等包括支援

障がい程度区分6で意思の疎通に著しい困難を伴う人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。居宅介護については、入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

【平成18～20年度の実績】

サービスの種類		単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問系 サービス	居宅介護	時間	463 (600)	476 (650)	649 (710)
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障がい者等包括支援				

注記：「時間」は、月平均あたりの延べ利用時間
()内は、第1期計画の見込み量

【見込み量算出の考え方】

訪問系サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援サービスの4つのサービスが存在します。

見込み量については、第1期計画の利用実績を踏まえ、居宅介護、行動援護それぞれ3人分の増加を見込みました。

【見込み量】

サービスの種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問系 サービス	居宅介護	時間 (人)	728 (42)	814 (48)	900 (54)
	重度訪問介護				
	行動援護				
	重度障がい者等包括支援				

注記：「時間」は、月平均あたりの延べ利用時間

「人」は、月平均あたりの実利用人数

【見込み量確保の方策】

訪問系サービスにおいては、自立支援法施行後そのサービス情報も浸透し、全体的に利用実績が増加し、特に新しいサービスである行動援護の利用も増加しています。

今後、その利用確保ができるよう特に自立支援協議会のネットワークを活かし、3障がいに対応できる訪問系サービス事業者の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

①生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または、生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練／生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練は、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

④就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

⑤就労継続支援（B型）

一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

⑥療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

⑦児童デイサービス

療育指導が必要と判断した児童に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行います。

⑧短期入所（ショートステイ）

家で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間なども含め施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。

【平成18～20年度の実績】

サービスの種類		単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
日中 活動系	生活介護	人日	9 (15)	89 (110)	191 (180)
	自立訓練(機能訓練)	人日	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	自立訓練(生活訓練)	人日	0 (0)	0 (40)	18 (70)
	就労移行支援	人日	0 (0)	2 (132)	117 (150)
	就労継続支援(A型)	人日	0 (0)	2 (0)	21 (19)
	就労継続支援(B型)	人日	21 (44)	378 (440)	443 (770)
	療養介護	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	児童デイサービス	人日	11 (10)	44 (10)	42 (20)
	短期入所	人日	83 (90)	58 (100)	53 (110)

注記：「人日」は、月平均あたりの延べ利用人数、「人」は、月平均あたりの実利用人数
()内は、第1期計画の見込み量

【見込み量算出の考え方】

①生活介護

第1期計画の利用実績及び施設の新体系への移行時期を勘案し、施設からの利用者を月平均22日、また在宅から利用者を月平均8日とし、その利用を見込んで算出しています。

②自立訓練（機能訓練／生活訓練）

機能訓練については現時点で利用実績はありませんが、平成21年度以降は1人分の利用を見込んでいます。

また、生活訓練については、第1期計画の利用実績及び施設の新体系への移行時期を勘案し、その利用を見込んで算出しています。

③就労移行支援

第1期計画の利用実績を踏まえ、平成21年度以降年1人の増加を見込んでいます。

④就労継続支援（A型）

第1期計画の利用実績を踏まえ、平成21年度以降年1人の増加を見込んでいます。

⑤就労継続支援（B型）

第1期計画の利用実績及びふれあい作業所の利用人数を勘案し、1人月平均22日の利用を見込んで算出しています。

⑥療養介護

現時点での重症心身障がい者施設入所者及び進行性筋萎縮症給付等事業利用者は皆無となっており、またその利用対象者の有無、病院・施設の移行予定が不明であることなどから、見込み量の算出は非常に難しいところですが、1人分利用を見込んでいます。

⑦児童デイサービス

第1期計画の利用実績を踏まえ、年1人の増加を見込んでいます。

⑧短期入所（ショートステイ）

第1期計画の利用実績を踏まえ、年1人の増加を見込んでいます。

【見込み量】

サービスの種類		単位	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中 活動系	生活介護	人日	448	538	796
		人	28	34	47
	自立訓練(機能訓練)	人日	22	22	22
		人	1	1	1
	自立訓練(生活訓練)	人日	220	242	264
		人	10	11	12
	就労移行支援	人日	176	198	220
		人	8	9	10
	就労継続支援(A型)	人日	44	66	88
		人	2	3	4
	就労継続支援(B型)	人日	638	704	880
		人	29	32	40
	療養介護	人	0	1	1
	児童デイサービス	人日	44	48	52
		人	11	12	13
	短期入所	人日	70	80	90
		人	7	8	9

注記：「人日」は、月平均あたりの延べ利用人数、「人」は、月平均あたりの実利用人数

【見込み量確保の方策】

県や近隣市町また自立支援協議会のネットワークを活かし、利用者の状況に応じた、新体系サービスへの円滑な移行を促進するとともに、今後のサービス提供事業者に対して、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

就労支援については、利用者の状況に応じた支援サービスの提供を行うとともに自立支援協議会を中心に養護学校（特別支援学校）やハローワークなどの就労支援機関、さらに商工会、企業等との連携のもとその支援を図ります。

また短期入所については、体験的な短期入所の利用を促し、利用者にあった施設を事前に把握していただくとともにサービス量確保のため周辺市町と調整していきます。

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

①共同生活援助（グループホーム）

就労し又は就労継続支援等の日中活動系サービスを利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で援助が必要な人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

②共同生活介護（ケアホーム）

障がい程度区分が2以上で、生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者で、地域において自立した日常生活を営む上で援助が必要な人に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

③施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【平成18～20年度の実績】

サービスの種類		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居住系	共同生活援助(GH)	人	7	7	9
	共同生活介護(CH)		(5)	(6)	(7)
	施設入所支援	人	0 (0)	3 (3)	4 (5)

注記：「人」は、月平均あたりの実利用人数
()内は、第1期計画の見込み量

【見込み量算出の考え方】

①共同生活援助（グループホーム）＋②共同生活介護（ケアホーム）

第1期計画の利用実績及び施設入所者の状況また施設の新体系への移行時期も勘案し、その見込み量を算出しています。

③施設入所支援

入所者の状況また施設の新体系への移行時期を勘案して見込み量を算出しています。

【見込み量】

サービスの種類		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居住系	共同生活援助(GH)	人	11	12	13
	共同生活介護(CH)				
	施設入所支援	人	13	15	25

注記：「人」は、月平均あたりの実利用人数

【見込み量確保の方策】

グループホームやケアホームの利用については、障がいをもつ方が仲間とともに、必要な介護を受けながら地域の中で暮らす生活の場として、また、施設等から地域生活への移行する場として非常に重要なものです。

グループホームについては、現状では周辺住民の理解が得にくいこと、事業者にとっても経営が厳しいことなどから、ニーズが高くてもなかなか実現しにくい状況となっていますが、地域への理解促進、事業者への情報提供等を行い、事業者等と連携協働し、整備を進めていきます。

ケアホームは、夜間ケアが必要となれば、入所施設や精神科病院等を運営する法人の事業展開が比較的容易と考えられるため、事業参入を促していきます。

施設入所支援については、現在の施設入所者を本人の状況に合わせて、一般就労やグループホーム、ケアホームへ移行すれば、既存の入所施設が提供する施設入所支援で必要量は確保できるものと思われます。認定調査を通じて決定する障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用者の適正化と広域的な視点も含めたサービス調整に努めていきます。

(4) 相談支援

【サービスの内容】

支給決定を受けた障がい者またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がい者の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【平成18～20年度の実績】

サービスの種類	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度
相談支援 サービス利用計画作成	人	0 (5)	0 (6)	0 (8)

注記：「人」は、月平均あたりの実利用人数
()内は、第1期計画の見込み量

【見込み量算出の考え方】

第1期計画の利用実績はありませんが、年4人程度の増加を見込んでいます。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援 サービス利用計画作成	人	4	8	12

注記：「人」は、1年あたりの実利用人数

【見込み量確保の方策】

現在の相談支援事業所で必要とする量は補えると思われませんが、今後は、自立支援協議会を活用し、さらに充実したサービス提供ができるよう努めていきます。

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村において柔軟に実施する事業です。

当市が実施している地域生活支援事業には、次の5つの必須事業とその他の任意事業があります。

(1) 必須事業

①相談支援事業

相談支援事業は、相談、情報提供、虐待防止、権利擁護のために必要な援助などを行う事業であり、障がい者相談支援事業、自立支援協議会、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業、成年後見制度利用支援事業などがあります。

本市では現在、4つの事業所に相談支援事業を委託し、3障がいすべてに対応するとともに、自立支援協議会を地域における相談支援ネットワークの核として多様な問題解決に取り組みます。

また、障がい者団体とのヒアリングでは、特に勉強会等の開催を望まれていることから、県等関係機関と連携のもと、それぞれの団体に見合った勉強会、研修会の開催を進めます。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	箇所	4	4	4	4
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有	有

②コミュニケーション支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意志の伝達に支援が必要な方について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点字・音声等支援事業を行います。

本市においては、手話通訳派遣事業については現状のサービスが低下しないよう人員の確保・向上を図っていきます。また、要約筆記者派遣については、今後、その必要性を見極めながら提供体制を整えていきます。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳者等派遣事業	人	0	2	2	2
要約筆記者等派遣事業	人	0	1	1	1

注記：「人」は、1年あたりの実利用人数

③日常生活用具給付等事業

日常生活を営むのに支障のある重度障がい者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

現行のサービス水準の確保を前提とし、さらに情報提供を行い、必要に応じて利用の促進を図ります。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護・訓練支給用具	件	1	2	2	2
自立生活支援用具	件	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4	4
排泄管理支援用具	件	546	600	648	696
住宅改修費	件	1	2	2	2

注記：「件」は、1年あたりの延べ給付等件数

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の際の移動支援を行います。

現行のサービス水準の確保を前提とし、事業所の参入促進を図るとともに、ヘルパーの質と量の拡充に努めます。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	人	42	47	52	57
	時間	382	423	468	513

注記：「人」は、月平均あたりの実利用人数
「時間」は、月平均あたりの延べ利用時間

⑤地域活動支援センター事業

障がい者が通所し、創作活動、機能訓練、社会適応訓練などのサービスの提供を通じて障がい者の自立と社会参加を目的とした支援を行います。

本市においては、「まんだらトポス」が、平成18年10月から地域活動支援センターⅠ型事業を開始しており、継続して支援していきます。

また市外に所在する地域活動支援センターについても利用希望に応じ、関係市町村と連携した中、スムーズな利用ができるよう努めます。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センターⅠ型 (市内所在)	箇所	1	1	1	1
	人	17	18	19	20
地域活動支援センターⅠ型 (市外所在)	箇所	1	1	1	1
	人	7	8	9	10
地域活動支援センターⅡ型 (市外所在)	箇所	0	1	1	1
	人	0	3	3	3

注記：「人」は、月平均あたりの実利用人数

(2) 任意事業

任意事業については、平成18年10月以前より実施していたサービスを継続することを基本とし、以下の事業を実施します。

①福祉ホーム事業

現に住居を求めている障がい者が、低額な料金で居室その他の設備を利用すると共に、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援します。

②訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

③更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人及び身体障がい者更生援護施設に入所している人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

④日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息がとれるよう支援をします。

⑤生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、地域での自立した生活の推進を図ります。

⑥社会参加促進事業

ア. 芸術・文化講座開催等事業

障がい者の芸術・文化活動を振興するため、作品展など発表の場を設けるとともに創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援をします。

イ. 奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修をします。

ウ. 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

【見込み量】

サービスの種類	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉ホーム事業	人	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2
更生訓練費給付事業	人	4	4	4	4
日中一時支援事業	人	22	25	28	31
生活サポート事業	人	0	1	1	1
社会参加促進事業					
・芸術・文化講座開催等事業		41	60	60	60
・奉仕員養成研修事業	人	21	30	30	30
・自動車運転免許取得・改造助成事業		0	1	1	1

注記：「人」は、月平均あたりの実利用人数

ただし、芸術・文化講座開催等事業、奉仕員養成研修事業については、事業参加者数、自動車運転免許取得・改造助成事業については、1年あたりの実利用人数

第5章 計画の推進体制

1. 市民参画の推進

地域の保健・福祉を充実するためには、行政だけではなく、社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、ボランティア団体などによる支援や協力が大変重要となります。そのため、当事者のニーズに合ったサービスの提供を行うため、障がい者福祉のためのボランティア団体の育成に努めるとともに、当事者団体と行政との連携を強化し、市民と行政の協働体制を築いていきます。

2. 相談支援ネットワークの推進

地域における相談支援のネットワークの核である自立支援協議会により、障がい福祉サービス提供事業所をはじめ、行政機関、各種専門機関、当事者、家族、団体等、多様な社会資源のネットワーク化を図り、それぞれの専門的な立場から障がい者の生活全般をサポートできる体制づくりを図ります。

3. 虐待等防止ネットワークの活用

障がい者に対する虐待に対し、葛城市虐待等防止ネットワークを活用し、関係機関、関係団体等と連携のもと、虐待の早期発見及び迅速かつ適切な保護を行い、障がい者の人権を守り、安心して生活できるように努めます。

4. 実施状況の把握・点検

本市においては、障がい福祉計画策定委員会委員の任期を3年としており、策定後も定期的にフォローアップ委員会を開催し、各種施策の実施状況の把握・点検を行うとともに、関係行政機関相互の連絡調整を要する事項について審議するなど、計画の着実な推進を図ります。

資料編

1. 葛城市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの円滑な実施を確保するための基本指針に基づいて、障がい福祉計画を策定するため、葛城市障がい福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 葛城市障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 葛城市障がい者計画の策定に関すること。
- (3) 障がい福祉に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で構成する。

2 委員は、議会代表、学識経験のある者、保健医療関係者、福祉関係者、就労支援関係者、障がい者団体、一般公募者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の任期)

2 最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

2. 葛城市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

氏 名	団 体 名	備 考
澤 井 勝	奈良女子大学 名誉教授	委員長
板 橋 武 彦	葛城市医師会 代表	職務代理
植 田 久美子	市民代表 (一般公募)	
岡 島 辰 雄	葛城市民生水道常任委員会 委員長	～H20. 12. 16
奥 田 勝 一	葛城市身体障がい者福祉会 会長	
白 石 栄 一	葛城市民生水道常任委員会 副委員長	H20. 12. 17～
高 木 正 博	奈良県葛城保健所 所長	
谷 口 和 代	市民代表 (一般公募)	
橋 本 侑 子	葛城市ボランティア連絡協議会 会長	
福 井 加代子	葛城市手をつなぐ育成会 会長	
松 浦 住 憲	葛城市社会福祉協議会 事務局長	
松 本 憲 子	葛城市民生児童委員連合会 代表	
安 川 宜 子	葛城市五月会 代表	